

～はじめてのよちよち教室です♪～

先月7日の「よちよち教室」ではお母さんと一緒に、よちよちハイハイ、にぎやかに遊びました。



～幼児交流倶楽部なつ組が終了～

親子で楽しく遊んだなつ組が終了しました。9月にはあき組で会おうね。



～運動会走ったよ♪～

6月の青空の下、保育園で行われた運動会で元気いっぱい、いっしょうけんめい走りました。



今回は京極町内でコンビニ二店長として働いている佐藤さんに思い出の絵本の話聞いてみました。

絵本名は「さるかに合戦」です。「小さい頃おじいちゃんが家に来るといつも絵本を読んでもらってたんです。しつこくらいにせがんでおじいちゃんのひざの上に乗って、絵とか字とか何度も何度も聞いていた記憶があります。イヤな顔一つせずにくり返し読んでくれたおじいちゃんが大好きでした。僕もいつかそんなおじいちゃんになりたいですね。」と少し照れたように絵本を手に話してくれました。



## 税

のはなし

今月の

◎夜間納税相談日 8月17日(水) 午後5時30分～午後8時

※8月の休日納税相談は衆議院議員総選挙の実施が見込まれるため、開設しません

## 固定資産税 家屋とは？

固定資産税は、毎年1月1日に、土地・家屋・償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している人が、その所在している市町村に納める税金です。

平成21年中に新築、増築、改築をされた家屋は、平成22年度から固定資産税の対象となります。

家屋の取り壊しは、1月1日が基準日となることから、基準日以降に取り壊しても課税の対象となりますのでご注意ください。



### 家屋とは

家屋とは、住宅・店舗・工場・倉庫・事務所・車庫・物置などの建物のことです。

建物の認定基準は

- ①屋根及び周壁またはこれらに類するものを有し、
- ②土地に定着した建造物であって、
- ③その目的とする用途に供し得る状態にあるもの とされています。

面積の大小に関係なく、上記の認定基準を満たした建物については、固定資産税が課税されることとなりますのでご注意ください。

特に市販されている組立式の車庫（ガレージ）などは、束石を使用していることや軽微なものと考えられて届出をされない場合がありますが、建物の認定基準を満たしており、固定資産税の対象となります。

### 届け出が必要です

家屋（住宅・車庫・物置等）を新築・増築・改築または取り壊した場合、届出が必要です。また、所有者を変更した場合も届出が必要です。

#### ①新築・増改築した場合

役場税務課に届出をしてください。後日、職員が家屋の評価額を算出するための実地調査（家屋の間取り、構造、使用されている資材などの確認）を行いますので、ご協力をお願いいたします。

#### ②取り壊した場合

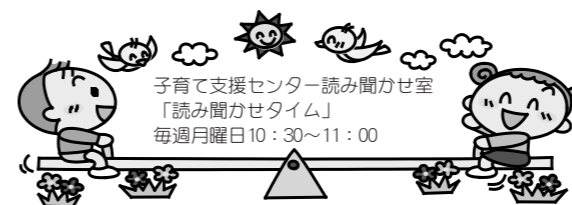
- 未登記の家屋は役場税務課に届出をしてください。
- 登記されている家屋は法務局に届出をしてください。

#### ③所有者を変更した場合

②と同じ。

8月31日は町道民税・国民健康保険税第2期の納期限です。

<問い合わせ先> 役場税務課 ☎42-2111 内線34～36



子育て支援センター読み聞かせ室  
「読み聞かせタイム」  
毎週月曜日10:30～11:00

絵本読み聞かせ 8月の絵本読み聞かせタイム、予定は次のとおりです

- 3日紙芝居「こんにちはゾウです」  
絵本「くさはらどん」他
- 10日紙芝居「うみのおまつり」絵本「ぐるりんぱっ」他
- 24日紙芝居「おなががすいた」  
絵本「ふってきました」他
- 31日紙芝居「みんなでかくれんぼ」  
絵本「まるくておいしいよ」他

8月の  
子育て  
カレンダー

- 1歳6ヶ月児・3歳児健診～公民館 11日(火) 13:00～15:00
- 赤ちゃん健康相談 17日(月) 10:00～11:30  
(お歯なし会)～公民館 13:00～15:00
- 予防接種(三混)～国保病院 20日(木) 受付14:00～14:30
- 離乳食教室～公民館 25日(火) 10:00～11:30・13:30～15:00



—今月の手遊びうた—

「うさぎときつね」  
こっちらうさぎが出てきたよ  
みみ動かすよ ぴよんぴよんぴよん  
前を向いておじぎして  
ぴよんぴよんぴよんぴよんかけてくよ

こっちらきつねが出てきたよ  
みみ動かすよ こんこんこん  
前を向いておじぎして  
こんこんこんこんかけてくよ